

(議事録)

- 土屋会長 令和5年度第7回埼玉地方最低賃金審議会を開会します。
初めに、本日の出席委員の状況について報告をしてください。
- 賃金室長補佐 本日の出席委員は公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、合計14名です。欠席は鈴木委員です。
- 土屋会長 鈴木委員からは事前にご連絡をいただいております。ご体調の関係でご欠席です。議事については会長に一任するというご連絡でした。
本審議会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める、委員の3分の2以上が出席されていることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。
本日の主な議題は「異議申出の審議」です。本日の会議は公開、議事録も公開ですが、傍聴者はいますか。
- 賃金室長補佐 傍聴者は3名です。
- 土屋会長 承知しました。
本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。
公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いします。
続きまして事務局から配布資料の確認をお願いします。
- 賃金室長 本日は、前回答申に対する異議申出がありまして、異議申出書の写しを配布資料としております。
一つ目が埼玉県労働組合連合会からの異議申出書、二つ目が生協労連コープネットグループ労働組合からの異議申出書、三つ目が埼玉県医療介護労働組合連合会からの異議申立書です。
不足等ございましたら、お申し出ください。
- 土屋会長 よろしいでしょうか。では、議事に入ります。
議題1は、埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出についてです。
異議申出の諮問について事務局から説明をお願いします。
- 賃金室長 去る8月7日の第6回本審における埼玉県最低賃金の改正決定に関する答申を受けて、最低賃金法第11条に基づき、同日付で答申の要旨及び異議がある場合の異議申出について公示をいたしました。
この公示に基づき、8月21日に3団体から異議申出書が提出されました。異議申出書は、配布資料のとおりです。

異議の申出があったときは、最低賃金法第 11 条第 3 項の規定により、最低賃金審議会に意見を求める必要があるため、本日は、その諮問をさせていただきます。

土屋会長 今の説明について、委員の皆さん、質問がございますか。
ないようでしたら、諮問をお願いいたします。

労働基準部長 埼玉県最低賃金の改正決定に係る埼玉地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について、諮問します。

(労働基準部長より諮問文を会長へ手交)

賃金室長 諮問文を読み上げさせていただきます (読み上げ)。

土屋会長 ただ今の諮問を受けまして、異議の取扱いについて審議に入りたいのですが、まずは、異議申出書の内容について、それぞれ確認する時間が必要かと思えます。労使委員の皆さん、いかがですか。

(労使委員 「はい、お願いします。」)

土屋会長 それでは、労働側委員、使用者側委員とも、それぞれ控室に移動していただいて、異議申出書の内容について確認をお願いします。ご意見などまとまりましたら、事務局にお声かけをお願いします。
ここで、一旦休会とします。

————— 休会 —————

(再開)

土屋会長 それでは、審議を再開します。異議の取り扱いについてご検討いただきましたが、労使それぞれからご意見ををお願いします。
労働者側からお願いします。柿沼委員。

柿沼委員 まず、3 団体から異議の申出、ありがとうございます。様々なご意見をいただき、控室で労働者側としての見解をまとめさせていただきました。

この異議申出書の主な点は、「生計費の確保」、「地域間格差の是正」です。審議が始まる前にいただいた意見書の内容も含めてですが、我々労働側委員としましても、金額の違いはあるものの、最低賃金引き上げの必要性ということについては、同じスタンスで審議に臨んできま

した。

公労使で審議を行いました。まず、「生計費の確保」の観点につきましては、埼玉県の消費者物価の上昇、昨年 10 月から 6 月までの平均値を主に指標とし、「41 円」という引き上げは、物価上昇とほぼ同等の引き上げであるということで、一定程度の生計費の確保はなされていると受け止めております。

もう一点は「地域間格差の是正」です。我々としては、今年目安ランク区分の見直しがありましたので、これは全国的に格差是正を進めるという意思表示であるという受け止めから、特に隣県の東京との最低賃金の額差是正の必要性を訴えて審議をしてまいりました。

今年の埼玉の 41 円は目安同額であり、東京も目安同額ですので、現状では額差是正にはつながらないものの、審議の中で公益委員、使用者側委員から、地域間格差の是正の必要性については理解のコメントをいただけたと思っています。来年以降、こちらについてはより議論を深めて格差是正につなげる、つながる引き上げにしていきたいと考えております。

そして今回の審議の中で、最低賃金近傍で働く方々の生活の苦しさということについても、我々としては主張させていただき、一日も早く最低賃金を改正することが非常に重要であるという点を重視した結果の 41 円です。労働者側としてもこの引き上げは妥当であると受け止めています。以上です。

土屋会長

ありがとうございました。使用者側委員はいかがでしょうか。廣澤委員。

廣澤委員

使用者側としましては、これまでの経緯のなかで、物価高騰に対する意見、東京都との格差についても十分な審議を尽くさせていただいたと考えています。

とりわけ、今回の 41 円ということにつきましては、使用者側としては、部会報告書「別紙 3」をつけさせていただいたように、かなり大幅な引き上げであるという意見の中でこれを受け入れさせていただいています。政府に対する 4 つの要望を出しておりますので、早くこれを実現してほしいと強く希望しています。使用者側としては、41 円以上を受け入れるという考えはございません。

土屋会長

ありがとうございました。

委員の皆様から補足はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、3 団体から異議の申出がありましたが、これらの団体については直接意見陳述もいただいております、公益委員としても十分審議を尽くしていると考えます。

8月7日に答申した原意見を維持するということで採決を行いたいと思いますが賛成の方は挙手をお願いします。

(全会一致)

土屋会長 全会一致と認めます。8月7日に答申した原意見のとおりとする旨、答申することにいたします。
事務局は答申文案を配布して、読み上げてください。

賃金室長補佐 (読み上げ)

土屋会長 配布した答申の案のとおりでよろしいですか

(異議なし)

土屋会長 それでは(案)を消してください。答申をいたします。

(会長より労働基準部長へ答申文を手交)

労働基準部長 ただ今、答申をいただきました。ありがとうございました。

土屋会長 今後の事務手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 埼玉県最低賃金の改正決定とその官報公示について説明いたします。最低賃金法第14条第1項及び最低賃金法施行規則第9条において、都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、官報に掲載することによって、決定した事項を公示しなければならないとされています。改正後の最低賃金が10月1日に発効するようにするため、その30日前、9月1日の官報に掲載できるよう手続きを進めてまいります。

土屋会長 今の事務局の説明に対して、質問がありますか。
特にないようでしたら、議題の2はその他です。事務局で何かありますか。

賃金室長 用意しているものはございません。

土屋会長 次回開催予定の10月3日9:30からの本審ですが、特定最低賃金の改正決定の答申を予定しております。次回の会議及び議事録についても公開とします。これで第7回埼玉地方最低賃金審議会を閉会とし

ます。

— 了 —